

大正区広報サポーター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大正区役所が依頼する事業周知用チラシ並びにポスター等の掲出及び配架に協力いただく区内事業者・施設管理者等（以降「広報サポーター」という）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 より多くの区民の方々に対して行政情報等の効果的な発信を行うために、広報サポーターとの協働によって、区内に幅広く情報提供拠点を展開し、区民の方々の生活に資する情報提供を行う機会を増やしていくことを目的とする。

(広報サポーターへの協力依頼内容)

第3条 広報サポーターに対して、原則として月1回程度、次の各号の広報物を郵送し、各広報サポーターの事業所・施設内において、区民の目に留まりやすい位置へ掲出及び配架を依頼する。なお、広報サポーターに対する謝礼金等の支給は行わない。

- (1) チラシ
- (2) ポスター
- (3) その他、周知が必要と認められるもの

(登録期間)

第4条 サポーターの登録期間は、当該年度(年度当初依頼日から翌年3月末まで)とする。ただし、広報サポーターより、登録取り消しの申し出がない場合は、翌年度も自動更新する。

(募集)

第5条 広報サポーターの募集は、別に定める「大正区広報サポーター制度募集要領」に基づき公募する。なお、応募にあたっては、別添様式1「大正区広報サポーター登録申込書」にて申請を行うこと。

(広報サポーターとして登録できない業種及び事業者)

第6条 次の各号に定める区内事業者等は広報サポーターとしてこれを登録しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (4) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者等
- (5) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者等
- (6) 特定取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引を行う事

業者等。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している事業者等を除く

- (7) 結婚相談所または交際紹介業
- (8) 探偵事務所、興信所等の調査会社等
- (9) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する事業者等
- (10) 公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている事業者等
- (11) その他、区長が不相当と認める業種及び事業者等

（登録の取消）

第 7 条 区長は、広報サポーターが次の各号に該当するときは、登録期間内であっても、広報サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 第 6 条各号に該当するに至ったとき
- (2) 本市の名誉又は信用を失墜、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- (3) 倒産、破産等により事業周知チラシやポスター等の掲出及び配架に協力できなくなったときまたは、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (4) その他、区長が特に必要と認めるとき

2 広報サポーターが登録の取消を希望するときは、別添様式 2「大正区広報サポーター登録取消書」により申請を行うこと。

（その他）

第 8 条 広報サポーターに対して、当該事業者等が大正区の広報活動に協力している旨を区民に PR できるよう店頭等貼付用のステッカーを配付する。

2 広報サポーターの事業所等の所在（地図上にも掲載）並びに営業時間等について区ホームページに掲載する。ただし、掲載を希望しない場合この限りではない。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。